

上牧町まちづくり基本条例による取組の成果及び評価について《平成26年度》

総務部 政策調整課

平成26年4月1日に施行した「上牧町まちづくり基本条例」第37条の規定による平成26年度における取り組み状況及び評価について、次のとおり報告します。

上牧町まちづくり基本条例（抜すい） （取り組み状況の評価）

第37条 町は、毎年定期的にこの条例の取り組み状況の評価し、その結果を公表しなければなりません。

※ 毎年、3月下旬に取り組み状況の評価を行い、その結果については、当該評価の後、速やかに広報「かんまき」及び町ホームページへの掲載により公表します。

① 行政組織の改編等

- 町民の参画、協働を基本とした政策の推進を目的として、「総務部秘書課」を「総務部政策調整課」に改め、「都市環境部まちづくり推進課企画調整係」を「政策調整課政策調整係」として総務部に編入しました。【平成26年4月1日～】
- 平成26年度新規採用職員に対する研修の一環として、上牧町まちづくり基本条例の概要等の説明を行いました。
- 役場職員のうち若手・中堅職員からなる部局横断的な組織として「上牧町人口減少問題対策プロジェクトチーム」を組織し、本町における人口の減少率の低減についての検討を行いました。

成果・課題

町民の参画、協働を基本とした政策を推進していくうえにおいては、全ての職員が共通理解のもと一丸となって取り組んでいくことが必要です。そのためには、各部署における施策に関する基本的な調整、協議の窓口として政策調整課を位置づけたものです。「参画・協働」に対する意識は、一定高まりつつありますが、今後も職員研修の実施等を通じて更なる職員の意識改革を継続して行い、職員意識の高まりが、町民意識の変革に繋がっていくことを期待するものです。

上牧町まちづくり基本条例（抜すい） （組織の編成）

第16条 町は、社会情勢の変化に対応し、町民に分かりやすく機能的で、最小の経費で最大の効果を挙げるよう組織づくりを行うものとします。

2 町は、職員の適切な任用及び効果的な人員配置を図るものとします。

3 町の組織は、状況の変化に柔軟に対応し、縦割り行政の弊害をなくすうえにおいても相互の連携を図らなければなりません。

② 町民に対する条例の周知、啓発

町民向けパンフレット「上牧町まちづくり基本条例【概要版】」を作成し、6月号広報「かんまき」への折り込みにより配付しました。

成果・課題

当該パンフレットの配付に留まらず、この条例の周知啓発と趣旨の浸透のため、この先の定期的に適切な形での取り組みを継続させていくことが必要であると考えます。

③審議会等における公募による町民の任用について

4月に実施しました庁内各課において所管する審議会等における公募町民の任用に関する実態調査の結果を受け、上牧町まちづくり基本条例第33条の規定を具体化するため、「公募町民の委員任用」、「審議会等の会議及び議事録の公開」、「審議会等の会議開催の事前周知」などを盛り込んだ「上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則」を制定しました。【平成26年9月1日施行】

※ 当該規則制定後の運用状況

- (1) 上牧町第6期介護保険・高齢者保健計画策定委員の公募【生き生き対策課】
H26.05.09～H26.05.23 町内在住の被保険者：4名
- (2) 上牧町協働のまちづくり公募型補助金審査判定委員の公募【政策調整課】
H26.06.02～H26.06.30 18歳以上の町内在住者：2名
- (3) 上牧町第4期障がい福祉計画策定委員の公募【福祉課】
H26.11.04～H26.11.26 20歳以上の町内在住者：2名
- (4) 上牧町政治倫理審査会委員の公募【総務課】
H26.12.03～H26.12.22 選挙権を有する町民：2名

成果・課題

審議会等の会議及び議事録の公開、会議開催の事前周知についての徹底はなされていますが、町民からの委員募集に際しては、募集に応じていただける方の数が少ないというのが現状です。また、当該委員として応募いただいた方にも「年齢」や「住所」においてばらつきが生じており、広く町民の意向を町政に反映させるという目的達成のためには、募集の段階において、「年齢」、「性別」、「住所」等の属性ごとの定数を定めて行うことも検討すべきであると考えます。

上牧町まちづくり基本条例（抜粋）

（審議会等）

第33条 町は、町が設置する審議会その他の附属機関（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募を含めなければなりません。

2 町は、審議会等の会議及び議事録は公開しなければなりません。

3 町は、審議会等の開催の日時及び場所、審議項目などを、事前に広報紙等により町民に知らせなければなりません。ただし、非公開の場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。

④パブリックコメント手続の整備

従前は、庁内各課における独自の判断と基準により実施されてきたパブリックコメントを町として統一した制度するため、「上牧町パブリックコメント手続の実施に関する要綱」を制定しました。【平成26年7月1日施行】

※ 当該要綱制定後の実施状況

- (1) 上牧町子ども・子育て支援事業計画(素案)【福祉課】

H27.01.05 ~ H27.01.30

- (2) 上牧町第4期障がい福祉計画(素案)【福祉課】

H27.03.02 ~ H27.03.13

成果・課題

本町においては、町民への説明責任を果たし、また、町民意見に耳を傾けることを目的として、タウンミーティングを実施しているところです。この度は、町が策定する計画等の策定しに際して、十分な町民意見の聴取と当該意見の計画等への反映を目的として、町として統一したパブリックコメントの手続を定めた要綱を制定させていただきました。パブリックコメント制度においては、意見提出件数の多寡が直接的な問題になるわけではありませんが、案件に対する関心が一般的に低いことが意見の少なさに表れていることも考えられるので、当該手続に関する情報についても改善の余地はあるのではないかと考えます。

上牧町まちづくり基本条例(抜すい)

(執行機関の責務)

第13条 執行機関は、その権限と責任において、公正で誠実かつ迅速に職務を執行しなければなりません。

- 2 執行機関は、町民と協働してまちづくりを推進するため、多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保障しなければなりません。

⑤選挙公報の発行

「上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」を制定しました。【平成26年9月29日施行】※次期の上牧町議会議員選挙から実施

成果・課題

町長及び町議会議員の選挙にあたり、町政に関する候補者の考えや公約は、有権者たる町民にとって、重要な情報であり、広報することには大いなる意義があると考えています。この度の上牧町議会議員選挙から初めて実施されたことによる投票率等への影響や町民への反響等を客観的に検証することが必要であると考えています。

上牧町まちづくり基本条例(抜すい)

(選挙公報等)

第31条 町長及び町議会議員の立候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考えを公約として住民に示すように努めなければなりません。

- 2 町は、前項に示す町長及び町議会議員の選挙にあたり、候補者の氏名、経歴、公約等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに発行するように努めなければなりません。
- 3 選挙公報の発行に関する詳細については別途定めます。

- 平成27年度以降においては、上牧町まちづくり基本条例条例第18条に規定する「総合計画の策定」、同第20条に規定する「公職者及び町民からの要望等への対応及び記録の作成並びに定期的な公表」、同34条に規定する「住民投票」、同35条に規定する「まちづくり協議会の設立」についての実施若しくは調査・研究を行うこととしています。

上牧町まちづくり基本条例（抜粋）

（総合計画等の策定）

- 第18条** 町は、総合的かつ計画的に町政運営を図るため、総合計画及びこれに基づく都市計画マスタープラン等をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な町政運営に努めなければなりません。
- 2** 町は、総合計画の策定、見直し並びに評価にあたっては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりません。

（応答責任）

- 第20条** 町は、公職者(※)及び町民からの要望等については、迅速かつ丁寧に対応し、その記録を作成するとともに、定期的に公表しなければなりません。
- 2** 前項に規定する事項については、別に条例で定めます。
- (※)公職者：議員及び首長(これらの秘書、代理人及び使者を含む)

（住民投票）

- 第34条** 住民は、町長に対して住民投票を請求することができます。
- 2** 議会及び町長は、住民投票を発議することができます。
- 3** 住民投票の実施に関する必要な事項は、別に条例で定めます。
- 4** 町は、住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を最大限尊重するものとし、

（まちづくり協議会）

- 第35条** 町民は、多岐にわたる課題等に総合的に対応し、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域の多様な主体で構成し、協働してまちづくり活動を行う組織として、まちづくり協議会を設立することができます。
- 2** まちづくり協議会は、町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながらまちづくり活動を行うものとし、
- 3** 町は、まちづくり協議会の活動に対して必要な支援を行うことができます。
- 4** 町は、まちづくり協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、住民自治の一層の進展を図るうえにおいては、その意思を尊重しなければなりません。
- 5** まちづくり協議会の組織及び運営等に関する事項は別に定めます。